

契約中の方へ



モデルプランに見直しでしょうか！

重要

公務員の定年延長が始まり、財形年金共済も年金受給開始年齢を選ぶなどの変更を行いましたので、まだ契約の見直しをされていない方は、今回、是非ご検討ください。

📄 50代で申込書が配付されている方へ

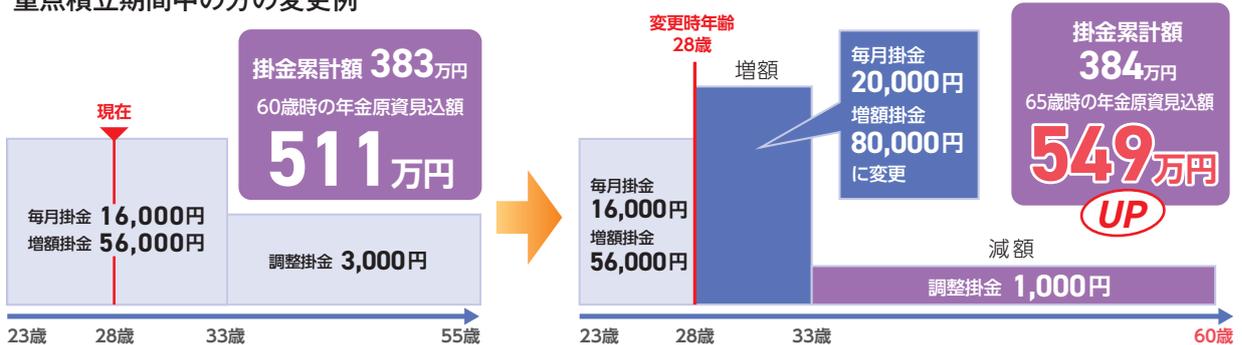
今回の募集が、**変更の最後のチャンス**となる方もいらっしゃると思いますので、必ずご確認ください。

年金受給開始年齢を引き延ばさずに60歳から受け取り、60歳以降の給与の減額分に財形年金を充てることもできます。個人の生活設計に合わせて設定してください。

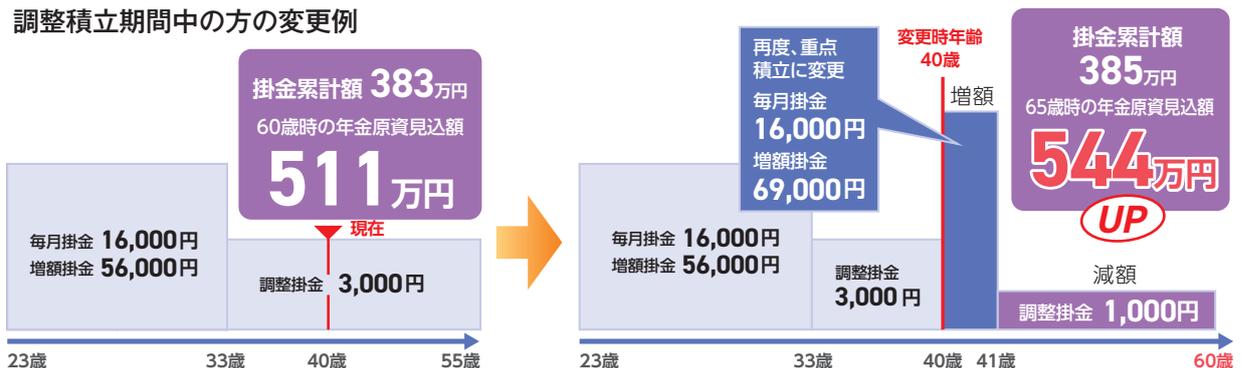
年金原資額を増やすコツ💡

調整掛金を1,000円に減額した上で、共済掛金払込期間を60歳まで延ばし、65歳から年金を受給することで、年金原資をより増やすことができます。

■ 重点積立期間中の方の変更例



■ 調整積立期間中の方の変更例



注 上記の年金原資見込額は確定したのものではなく、組合で適用する計算の基礎(予定利率等)により計算します。予定利率は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、契約の際予見することができない事情の変更により、将来変更することがあります。

📄 「モデルプラン」への見直しをご検討ください。

お配りしている申込書は、年金受給開始年齢を定年年齢※に対応させたモデルプランを表示しています。共済掛金の額を変更し、長期間積み立てることで、年金額をより多く受け取ることもできます。**変更を希望する方は、希望のプランに○を付けて提出**してください。

※ 「定年年齢」とは、法律で定める公務員の定年退職の年齢をいいます。

モデルプランは、原則、モデル1から年金原資額が多い順に表示しています。